

県民意見整理台帳

(「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」改定素案)に対する提出意見及び反映状況について

意見募集期間 平成25年12月20日(金曜日)～平成26年1月20日(月曜日)

提出された意見の概要

- ・意見提出件数 15件
- ・意見提出者数 7人(個人7人)

区分	件数
第1 計画の基本的考え方	0件
第2 現状	4件
第3 ホームレス対策の推進方策	8件
第4 ホームレス対策の推進	3件
計	15件

区分	件数
A 計画に反映したもの	11件
B 今後の取組みの参考とするもの	2件
C 計画に反映できないもの	1件
D その他	1件
計	15件

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」改定素案に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス対策の推進方策
- 第4 ホームレス対策の推進

【反映区分】

- A 計画に反映したもの
- B 今後の取組みの参考とするもの
- C 計画に反映できないもの
- D その他

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
1	第2	「第2 現状」については、県内のホームレスの現状のみ記載すれば良いのではないかと。現下の経済雇用情勢とホームレス施策との関係が良くわからない。	A	「第2 現状」の現下の経済雇用情勢については、複数のご意見が寄せられており、これらのご意見を参考に計画に反映いたしました。
2	第2	現下の経済雇用情勢については、この計画の期間が5年間であるならば、現在の状況だけでなく、5年間の見通し含めて記載したほうが良いと考える。	A	「第2 現状」の現下の経済雇用情勢については、複数のご意見が寄せられており、これらのご意見を参考に計画に反映いたしました。
3	第2	現下の経済雇用情勢の記載について、ホームレスの支援をしている者だが、記載内容に違和感がある。景気回復の実感はない。	A	「第2 現状」の現下の経済雇用情勢については、複数のご意見が寄せられており、これらのご意見を参考に計画に反映いたしました。
4	第2	路上生活者は、概数調査で数が減少していることがわかるが、ネットカフェ難民と言われるホームレスになるおそれのある者については、調査していないので、実態把握が必要と考える。	B	ホームレスの特別措置法は、都市公園、河川、道路、駅舎等の路上（野宿）生活を営んでいる方を対象としており、ネットカフェ等の終夜営業店舗に寝泊りする方は、調査の対象となっておりません。ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
5	第3	ホームレスの現状は、高齢化や長期化が課題とのことだが、若年層のホームレス予備軍に対する支援施策も課題であると考え。	A	ホームレスになることを未然に防止するためには、早期の支援が効果的であるため、就労支援や生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組みを進めます。
7	第3	終夜営業店舗等へ寝泊りする者への対応などのホームレスの予防に努めるべき。	A	ホームレスになることを未然に防止するためには、早期の支援が効果的であるため、就労支援や生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組みを進めます。
6	第3	若く稼働能力はあるが、なかなか一般就労に結びつかない人たちに対する、中間的就労の活用は重要だと考える。	B	一般就労に結びつかない人たちに対する中間的就労の活用については、来年度に公布が予定されている生活困窮者自立支援法の具体的な事業内容を定める政省令と整合性を図ることとしており、今後の取組みの参考とさせていただきます。
8	第3	アルミ缶等の回収については、行政が禁止するようなことはしないで欲しい。県が市町村に、路上生活者のアルミ缶回収について理解を示すよう働きかけてほしい。	C	アルミ缶等の資源回収を規制する条例等については、市町村の権限に関わることであり、県の働きかけは困難です。
9	第3	生活保護の受給の際に、無料低額宿泊所への入居が条件とされる場合が多いので、計画にも活用の記載もあることから、無料低額宿泊所への指導は、徹底してほしい。	A	無料低額宿泊所については、指導監査の実施と監査結果の公表により、適正な運営の確保を図るとともに、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合は、関係機関と連携し、転居を促します。
10	第3	無料低額宿泊所は、基本的には短期の住まい、中間施設として利用されるべきである。	A	ご指摘のような認識を持って、計画の改定作業を行いました。今後も、無料低額宿泊所の活用については、取組みを進めてまいります。

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
11	第3	無料低額宿泊所について、不適切な施設は、利用しないようにすべきである。	D	無料低額宿泊所については、指導監査の実施と監査結果の公表により、適正な運営の確保を図るとともに、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合は、関係機関と連携し、転居を促します。
12	第3	シェルターは極めて重要な施設であり、今後も継続していくべきである。	A	今後も、シェルターの設置による、安心して過ごせる居場所と自立支援を図る場の確保に努めてまいります。
13	第4	ホームレスの数は減少しているが、未だ、千人を超える路上生活者が確認されていることから、県は施策を後退することなく責務を果たして行くべきである。	A	今後も、県として、市町村・民間団体と連携を図りながら、ホームレス支援の取組みを進めてまいります。
14	第4	横浜・川崎を除いても200名以上のホームレスが確認されているので、県による引き続きの支援は必要である。	A	今後も、県として、市町村・民間団体と連携を図りながら、ホームレス支援の取組みを進めてまいります。
15	第4	ホームレスは砂防林や河川沿いなどの複数の市町村に及んでいるので、県としての広域的な取組みは必要である。	A	県として、広域的な観点から、市町村間の調整への支援や各種施策に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて自ら主体となって施策を実施してまいります。
合 計			15	個人 7人